

広島県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和三年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市四拾貫町八三二番三地从先から 三次市四拾貫町八三三番二地从先から	一一〇・三〇〇 一一二・四〇〇	一一〇・三〇〇 一一二・四〇〇		三五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 三五・〇〇 メートル